

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和6年2月14日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	佐藤 周 君	2 番	井戸 清司 君
3 番	河島 紀美恵 君	4 番	宮崎 雅薫 君
5 番	長沢 正 君	6 番	杉本 一彦 君

○出席議員 7名

議長	中島 弘道 君	副議長	青木 敬博 君
議員	虫 明弘雄 君	議員	杉本 憲也 君
〃	鈴木 絢子 君	〃	篠原 峰子 君
〃	大川 勝弘 君		

○オブザーバー 4名

議員	犬飼 このり 君	議員	重岡 秀子 君
〃	田久保 眞紀 君	〃	四宮 和彦 君

○出席議会事務局職員 4名

局長	富岡 勝	局長補佐	中井 智実
係長	福王 雅士	主査	野田 昌伸

○会議に付した事件

### 1 市議会3月定例会の運営について

- (1) 特別委員会中間報告について
- (2) 議案の付託、即決について
- (3) 請願、陳情の取扱いについて
- (4) 予算大綱質疑について
- (5) 一般質問について
- (6) 所管事務調査の議決について
- (7) 会期及び日程について
- (8) その他

### 2 その他

- (1) 令和5年度議会費3月補正予算について
- (2) 令和6年度議会費当初予算について

(3) その他

---

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会3月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず(1) 特別委員会中間報告についてから(6) 所管事務調査の議決についてまでを協議、決定し、それを基に(7) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

(1)から(6)まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）順次、説明をさせていただく。

(1) 特別委員会中間報告についてである。去る、12月定例会で設置された議会改革特別委員会の中間報告を初日の本会議において願います。

(2) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから5ページまでをご参照願う。提出議案については、専決報告2件、条例11件、補正予算7件、新年度予算10件、以上30件である。

それぞれについて概略を説明する。最初に、専決報告2件について申し上げる。

まず、市認第15号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第5号）専決処分の報告承認については、国の物価高騰等対策としての住民税非課税世帯への追加支援に係る補正予算については、令和5年12月25日付で専決処分を行ったため報告承認を求めるもので、補正予算の規模は8億7,612万6,000円の追加で、補正後の予算規模を321億3,274万4,000円としたものである。補正予算の内容は、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に対し、令和5年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を拡大し、1世帯当たり7万円を追加支援することで、住民税非課税世帯1世帯当たり、合計10万円を目安に支援を行うための給付金給付事業に係る事業費の追加で、国庫補助金10分の10を受け入れて実施するものである。

次に、市認第16号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第6号）専決処分の報告承認については、国の物価高騰等対策としての住民税均等割のみ課税世帯への支援及び当該世帯と、これまで10万円相当を支援してきた住民税非課税世帯それぞれにおける18歳以下の子供1人当たり5万円を追加給付するための事業に係る補正予算について、令和6年1月29日付で専決処分を行ったため報告承認を求めるもので、補正予算の規模は2億8,300万円の追加で、補正後の予算規模を324億1,574万4,000円としたものである。補正予算の

内容は、物価高騰の現下の状況に鑑み、低所得者や定額減税しきれないと見込まれる方の支援を目的に令和5年度における個人住民税均等割のみ課税世帯に対して新たに10万円を給付するほか、当該世帯及び令和5年度の個人住民税非課税世帯における18歳以下の子供1人当たり5万円を追加給付するための事業費の増額で、国庫補助金10分の10を受け入れて実施するものである。

以上、報告承認を求める専決処分2件については、即決でお願いする。

続いて、条例11件について申し上げる。まず、市議第44号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例は、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料について定めるとともに、関係規定の整備のほか用語の整理を行うものである。国の制度運用開始日である令和6年3月1日から施行するため、定例会初日に即決の扱いでお願いする。

次の、市議第45号 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、番号利用法別表第2が削除されること等に伴い、引用条項等その他用語の整理を行うもので、改正法施行の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定等が整備されたことに伴い、引用条項の整理を行うもので、令和6年4月1日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第47号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険事業計画期間の更新及び介護保険法施行令の改正に伴い、保険料に関する規定を改正するものである。主な改正内容は、現行事業計画期間である「令和3年度から令和5年度」を次期計画期間である「令和6年度から令和8年度」に更新するほか、今後の介護給付費の増加に併せ、保険料基準額を増額するとともに保険料段階の増設と段階別の保険料の調整を行うもので、令和6年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第48号 伊東市婦人相談員設置条例を廃止する条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、売春防止法が一部改正されることに伴い、婦人相談員設置に係る根拠規定が削除されることから本条例を廃止するもので、令和6年4月1日からの施行となる。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次の、市議第49号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、被保険者間の負担の公平化及び低・中所得者の負担軽

減を図るため、賦課限度額の一部を引き上げるほか、附則における引用条項等用語の整理を行うもので、令和6年4月1日からの施行となる。ただし、改正後の規定は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなる。常任総務委員会への付託をお願いする。

次の、市議第50号 伊東市漁港管理条例の一部を改正する条例は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う改正で、根拠法令名の改正により漁港漁場整備法の名称を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるほか、新たな占用料対象者の規定を追加するとともに、占用料に関する別表第1から施設の種類に関する欄を削除するもので、令和6年4月1日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の、市議第51号 伊東市地域污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、市内3か所の地域污水处理施設のうち川奈奥水無田污水处理場を公共下水道に統合することに伴い、条例本文中、施設の設置に係る規定のうち当該施設に係る項目欄を削除するものである。施行日は規則に委任されるが、公共下水道に統合する日が予定されている。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の、市議第52号 伊東国際観光温泉文化都市建設計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例は、川奈奥水無田污水处理場を公共下水道に統合することに併せ、これまで明確に規定されていなかった、公共下水道排水区域外からの流入者に対する受益者負担金の規定を整備するとともに、延滞金に関する規定を整理するほか、減免に関する規定を整理し、負担金の適用除外の規定を新たに設けるもので、令和6年4月1日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の、市議第53号 伊東市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、単身入居者の要件の規定における同法の引用条項を1つ追加するとともに、城星住宅の一部用途廃止に伴い設置戸数を減らすもので、令和6年4月1日からの施行となる。ただし、戸数減少部分は公布の日からとなる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次の、市議第54号 伊東市水道事業給水条例の一部を改正する条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布により水道法が改正され、所管省庁が厚生労働省から国土交通省に変更されることに伴い、関係条文等用語を整理するもので、令和6年4月1日からの施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

続いて、補正予算7件について申し上げる。

まず、市議第55号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第7号）については、補正予算の規模は9億1,609万7,000円の追加で、補正後の額を333億3,184万1,0

00円とするものである。

主な補正内容は、歳出の総務費において、普通交付税の再算定に伴い、新たに臨時財政対策債償還費分が算定されたことに伴う減債基金積立金の増額やふるさと伊東応援寄附金の増額に伴い、寄附金返礼事業及び応援基金積立金を増額するほか、令和6年度当初にかけての切れ目のない経済対策として生活環境向上対策事業について、これまでの土木費から移行して計上するもので、民生費では、障害者自立支援事業において、12月補正分では、なお不足が見込まれる自立支援給付費の増額をはじめ、老朽化が著しい児童・身体障害者福祉センターはばたきの空調設備及び自動火災報知設備更新工事請負費を追加するほか、対象者数が見込みを下回ったことにより児童手当及び児童扶養手当を減額するとともに、受診者数が見込みを上回ったことに伴い、子育て支援医療費助成費を増額するものである。観光商工費では、老朽化が進んでいる観光会館及び伊東ふれあいセンターの空調設備の更新工事経費を追加するもので、土木費では、道路維持管理事業において、市民要望が多く、緊急性の高い小規模修繕や支障木の伐採業務が当初の見込みを上回ったことにより修繕料等を増額するものであり、教育費では、小学校管理事業において、会計年度任用職員に係る経費の整理や教科書改訂に伴う教科指導書等の購入経費を追加するほか、国の補正予算成立に伴う国庫補助金の採択の関係から、中学校施設改修事業において、南中学校トイレ改修工事に係る経費を追加するものである。

歳入においては、国の補正予算成立に伴う物価高騰等対策に係る交付金の増額をはじめ、補正する事業に見合った国県支出金の増減の整理のほか、ふるさと伊東応援寄附金や競輪事業特別会計益金収入の増額、普通交付税再算定に伴う地方交付税を追加するとともに、財政調整基金からの繰入金については減額するものである。また、繰越明許費として19事業、3億4,467万2,000円の計上を行っているが、繰越事業の一部について、令和6年度の予算編成における財源調整により、令和5年度補正予算に前倒し、繰越しにより実施する事業も計上している。その他、観光会館をはじめ、指定管理施設における光熱水費等物価高騰分に対する補助金について、事業費ごとに計上を行っている。

なお、本会議における質疑については6つに区分し、1つ目として歳出第1款議会費及び第2款総務費、2つ目として第3款民生費及び第4款衛生費、3つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費、4つ目として第9款消防費、第10款教育費及び第14款予備費、5つ目として歳入全般、6つ目として債務負担行為の補正、地方債の補正及び繰越明許費、以上6つに区分して質疑を行わせていただく。

次に、市議第56号 令和5年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第2号）については、補正予算の規模は49億6,109万3,000円の追加で、補正後の予算規模を333億1,109万3,000円とするものである。補正内容は、歳入において、車券の売上げが好調に

推移し、見込みを上回ることに伴う車券売上金と前年度決算確定に伴う繰越金をそれぞれ増額し、歳出においては、車券売上金の増額に見合う勝者投票払戻金など開催経費のほか、一般会計への繰出金と競輪事業基金への積立金を追加するものである。

次に、市議第57号 令和5年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、補正予算の規模は2,327万円の追加で、補正後の予算規模を86億9,674万6,000円とするものである。補正内容は、歳出においては、保険給付費のうち高額給付費が見込みを上回るための増額が主なものであり、歳入においては、歳出の増額に伴う県支出金の増額が主なものである。

次に、市議第58号 令和5年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第2号）については、補正予算の規模は777万7,000円の増額で、補正後の予算規模を3,322万7,000円とするものである。補正内容は、歳入においては、合葬式墓地販売等に伴う墓所使用料の増額と前年度決算確定に伴う繰越金の増額が主なもので、歳出においては、歳入の増額に伴う霊園整備基金積立金の増額が主なものである。

次に、市議第59号 令和5年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、補正予算の規模は831万3,000円の増額で、補正後の予算規模を24億2,935万9,000円とするものである。補正内容は、歳出における広域連合に対する保険料負担金の確定に伴う増額と歳入における広域連合の決算見込みに伴う医療保険料の増額などである。

次に、市議第60号 令和5年度伊東市下水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収支において収入の減額及び支出の増額を、資本的収支において収入及び支出の減額を行うもので、収益的収入は200万円減額し、補正後の額を16億8,791万1,000円に、収益的支出は899万9,000円増額し、補正後の額を16億3,762万円に、資本的収入は1億5,976万円減額し、補正後の額を7億4,145万9,000円に、資本的支出は1億7,470万円減額し、補正後の額を12億8,228万9,000円にそれぞれするものである。補正の内容は、収益的収支については令和5年度決算見込みにおいて、消費税及び地方消費税が還付見込みから納付になったことによる増減で、資本的収支については国庫補助事業不採択などによる企業債、国庫補助金及び工事請負費の減額が主なものである。

次に、市議第61号 令和5年度伊東市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収支において収入及び支出の増額を、資本的収支において収入の増額及び支出の減額を行うもので、収益的収入は216万9,000円増額し、補正後の額を16億6,239万2,000円に、収益的支出は306万7,000円増額し、補正後の額を16億2,927万2,000円に、資本的収入は694万1,000円増額し、補正後の額を3億4,519万9,000円に、資本的支出は1億2,500万円減額し、補正後の額を8億9,604万円に、

それぞれするものである。補正の内容は、収益的収支については、不要メーターの売却に伴う不用品売却収益の増額と令和５年度決算見込みによる消費税及び地方消費税の増額が主なもので、資本的収支については、開発負担金の増額と計画の見直しによる委託料及び工事請負費の減額が主なものである。

以上、市議第５５号から市議第６１号までの７件の補正予算については、従来の例に倣い、委員会付託を省略し、即決とさせていただく。具体的には、このあとの会期及び日程について説明するが、２月２０日（火）は説明のみとし、３月７日（木）に予定している議案審議の日に質疑から入り、ご決定をお願いしたいと存ずる。

次に、新年度予算１０件については、これまでの例により予算大綱質疑終結後、一般会計については、歳入は常任総務委員会に、歳出は各常任委員会に分割して、特別会計及び企業会計は所管の常任委員会にそれぞれ付託をお願いする。

続いて、(3) 請願、陳情の取扱いについてである。さきの１２月定例会以降、これまでに２件の陳情を受理している。１件目は、１月２２日に郵送受理した、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○氏ほか４名からの「『日本政府が速やかに「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書』の提出を求める陳情」で１月２６日に参考配付させていただいた。２件目は、２月２日に郵送受理した、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○氏からの「『新型コロナワクチンへの助成拡大等を求める意見書』採択に関する陳情」で２月６日に参考配付させていただいた。また、議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長の手元において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくこととなるので、申し添える。

次に、(4) 予算大綱質疑についてである。申合せにより、新年度予算説明及び予算に係る議案に対する質疑として、会派及び会派に所属していない議員により予算大綱質疑を実施する。持ち時間は、議員１人当たり答弁込みで２０分とし、これまでの例により２人会派に会派として、会派に所属していない議員それぞれに５分を上乘せして、通告に基づきお願いしたいと存ずる。なお、通告期限は申合せにより、市長施政方針の日から３開庁日後の正午までとされているので、２月２６日（月）の正午までとなる。大綱質疑の順序については、大きい会派からとなるが、４人会派、３人会派及び２人会派におけるそれぞれの順序については、改選後初めの大綱質疑となるので、これまでの例により会派結成の届け順とし、４人会派は正風クラブ、自由民主 伊東の順、３人会派は、公明党、伊東未来の順、２人会派は政和会、颯の順で、次回以降はそれぞれ入れ替えるローテーションを組ませさせていただく。最後に会派に所属していない議員の順となる。したがって、予算大綱質疑の順序を改めて申し上げると、１番目正風クラブ８０分、２番目自由民主 伊東８０分、３番目公明党６０分、４番目伊東未来６０分、５番

目政和会45分、6番目颯45分、7番目及び8番目は会派に所属していない議員、1人25分で、会派に所属していない議員の順序については通告順となる。なお、午前中の大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている最初の質疑者の開始時間は変えないようにして行うので、あらかじめご了承のほどお願いする。また、大綱質疑をされる議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存ずるが、質疑の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られますよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくようお願い申し上げます。

次に、(5) 一般質問についてである。申合せにより、答弁込みの持ち時間50分以内として、予算大綱質疑のあとに一般質問を行う。一般質問の順序について申し上げます。会派の構成は4人の中会派、3人の小会派、2人会派ともに2つずつとなっているので、会派の順序は、これまでの例により、中、中、小、中、小、中、小（2人会派）、小（2人会派）の順とし、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。4人会派、3人会派及び2人会派におけるそれぞれの順序については、これまでのローテーションに基づき、4人会派は自由民主 伊東、正風クラブの順、3人会派は伊東未来、公明党の順、2人会派は颯、政和会の順でお願いする。したがって、1番目自由民主 伊東、2番目正風クラブ、3番目伊東未来、4番目自由民主 伊東の2人目、5番目公明党、6番目正風クラブの2人目、7番目颯、8番目政和会の順となり、これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順となる。また、一般質問の通告期限については申合せにより、告示日である2月13日（火）から、予算大綱質疑の通告期限の前開庁日である2月22日（木）の正午までとなるが、通告期限にかかわらず、極力早めの通告にご協力いただくようお願い申し上げます。また、一般質問をされる議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存ずるが、質問の趣旨を的確にお伝えし、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくとともに、新年度予算に係る内容及び他の提出議案に直接触れないようお願いする。

次に、(6) 所管事務調査の議決についてである。各常任委員会及び議会運営委員会所管事務に係る令和6年度議会閉会中における継続調査の議決をお願いする。会期中における各常任委員会及び議会運営委員会の開催に際し、ご決定をお願いしたいと存ずる。

以上で、(1) 特別委員会中間報告についてから、(6) 所管事務調査の議決についてまでの説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 特別委員会中間報告について、質疑、意見を伺う。発言を許



す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 予算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

それでは、予算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（佐藤 周君）行う。

○2番（井戸清司君）行う。

○5番（長沢 正君）行う。

○6番（杉本一彦君）行う。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、政和会、颯及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、政和会及び颯と会派に所属していない議員の2人が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大6会派及び会派に所属していない議員2人ということで調整し、決定させていただきたい。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）ただいまの実施人数を踏まえ、予算大綱質疑の順序について申し上げる。第1日目、2月29日（木）の1番目正風クラブ80分、2番目自由民主 伊東80分、3番目公明党60分。第2日目、3月4日（月）、1番目伊東未来60分、2番目政和会45分、3番目颯45分、4番目会派に所属していない議員の1人目25分、5番目会派に所属していない議員の2人目25分となる。

○委員長（宮崎雅薫君）予算大綱質疑については、予算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても説明のとおりでお願いする。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、2月26日（月）の正午までとしているのでご留意願う。

次に、(5) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

それでは恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（佐藤 周君）2人。

○2番（井戸清司君）2人。

○5番（長沢 正君）1人。

○6番（杉本一彦君）1人。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、政和会、颯及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、政和会及び颯がそれぞれ2人、会派に所属していない議員も2人が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については最大12人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）ただいまの実施人数を踏まえ、一般質問の順序について申し上げる。一般質問第1日目、3月5日（火）1番目自由民主 伊東1人目、2番目正風クラブ1人目、3番目伊東未来、4番目自由民主 伊東2人目、5番目公明党。第2日目、3月6日（水）1番目正風クラブ2人目、2番目颯1人目、3番目政和会1人目、4番目颯2人目、5番目政和

会 2 人目。第 3 日目、3 月 7 日（木）1 番目会派に所属していない議員 1 人目、2 番目会派に所属していない議員 2 人目である。

- 委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1 人 5 0 分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりでお願いします。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、予算大綱質疑通告期限の前開庁日である 2 月 2 2 日（木）の正午までとしているのでご留意願う。また、予算大綱質疑の通告と重ならぬよう通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いします。

次に、(6) 所管事務調査の議決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

所管事務調査の議決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) 会期及び日程について及び(8) その他について、事務局長から説明いたさせる。

- 事務局長（富岡 勝君）(7) 会期及び日程についてである。資料 6 ページ及び 7 ページをご参照願う。会期は、2 月 2 0 日（火）から 3 月 2 1 日（木）までの 3 1 日間の提案である。先ほどの大綱質疑及び一般質問の実施人数を踏まえ、順を追って説明する。2 月 2 0 日（火）は開会后、議事に入り、会期の決定、特別委員会中間報告の後、専決処分の報告承認 2 件を即決でお願いし、市長施政方針演説に引き続き、市議第 4 4 号を除く条例 1 0 件、補正予算 7 件、計 1 7 件の説明の後、最後に市議第 4 4 号の即決をお願いします。翌 2 1 日（水）は、新年度予算 1 0 件の説明のみとなる。2 2 日（木）は一般質問通告期限、2 3 日（金）、2 4 日（土）、2 5 日（日）は休会、2 6 日（月）は予算大綱質疑の通告期限となる。2 7 日（火）、2 8 日（水）は本会議なし、2 9 日（木）は予算大綱質疑の 1 日目、3 月 1 日（金）は本会議なし、2 日（土）、3 日（日）は休会、4 日（月）は予算大綱質疑の 2 日目となる。5 日（火）は一般質問の 1 日目、6 日（水）は一般質問の 2 日目、7 日（木）は一般質問の 3 日目で、2 人の一般質問の後、議案審議に入り、条例 1 0 件の所管常任委員会への付託及び補正 7 件の即決をお願いします。3 月 8 日（金）は本会議なし、9 日（土）、1 0 日（日）は休会、1 1 日（月）は常任観光建設委員会を第 2 委員会室、常任福祉文教委員会を第 1 委員会室において、それぞれ午前 1 0 時から同時開催とし、1 2 日（火）は常任総務委員会を第 2 委員会室において、午

前10時から願います。13日(水)、14日(木)、15日(金)は本会議なし、16日(土)、17日(日)は休会、18日(月)に議会運営委員会を願います。19日(火)は本会議なし、20日(水)は休会、21日(木)を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告、決定を願います。

次に、(8) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

○委員長(宮崎雅薫君) まず、(7) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) 質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) その他について、事務局からはないとのことであるが、3月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎雅薫君) 質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会3月定例会の運営についてを終了する。

---

○委員長(宮崎雅薫君) 日程第2、その他を議題とする。

(1) 令和5年度議会費3月補正予算についてから(3) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長(富岡 勝君) 2 その他について申し上げます。まず、(1) 令和5年度議会費3月補正予算についてである。資料の8ページをご参照願う。3月定例会に願う議会費補正は3万1,000円を追加して、補正後の額を2億684万5,000円とするもので、補正の内容は、不足が見込まれる時間外手当の増額を行うものである。

次に、(2) 令和6年度議会費当初予算についてである。資料の9ページ及び10ページの議会費予算事項別明細書をご参照願う。本資料は、事務局職員の人件費と議会関係費の2つの事業を総括したものである。令和6年度における議会費の総額は2億1,487万8,000円で、前年度当初予算に対し790万8,000円、率にして3.8%の増となっている。本資料に沿って、節別に説明する。

1節報酬8,994万円は、定数の20人分の議員報酬である。2節給料2,420万6,000円は事務局職員6人の給料で、3節職員手当等4,928万6,000円は議員期末手当のほか、事務局職員の各種手当である。4節共済費3,584万1,000円は議員共済給

付負担金と事務局職員の共済組合負担金で、平成23年6月1日をもって廃止された議員年金は経過措置として、給付に要する費用の財源は毎年度、各地方公共団体が公費で負担することになっている。5節災害補償費2,000円は科目設定で、7節報償費9万円については、議員研修会や視察先等における講師への謝礼を計上した。8節旅費511万円のうち、費用弁償429万7,000円は議員1人当たりの行政視察旅費12万円、調査活動旅費8万円のほか、各種議長会等出席のための旅費で、普通旅費69万1,000円は各種議長会や議員行政視察の随行等に係る事務局職員の旅費で、研修旅費12万2,000円は事務局職員を対象とした各種議長会主催の研修会等への出席に要する旅費の計上である。9節交際費90万円は、諸行事において贈呈する議長賞の記念品購入代、各種団体の総会等への出席に伴う負担金や協賛金、また、慶弔費など、議会が対外的な活動を行うために必要な経費であり、平成25年度から110万円を90万円としている。10節需用費338万円は新聞購読料、法規追録代、事務用品代等の消耗品費、議会車の燃料費、市議会だより等の印刷製本費、議会車の車検一式に係る修繕料である。11節役務費20万8,000円は電話料やインターネット接続料の通信運搬費、声の市議会だよりの制作等に係る手数料で、12節委託料270万円は、会議録作成のための録音反訳、会議録検索システムデータ作成業務に係る委託料である。13節使用料及び賃借料135万4,000円については、会議録検索システムの使用料やグランシップにて開催予定の議員研修会への出席に要する自動車借上料のほか、議員控室のネットワーク機器及び事務局に設置の議会用パソコンの更新に要する借上料が主なものである。17節 備品購入費24万2,000円は、議員控室用プリンター及び議会図書室用図書の購入費で、18節負担金補助及び交付金157万3,000円は各種議長会等負担金、本市での開催が予定される諏訪市議会との姉妹都市交歓研修会負担金、静岡県東部地区市議会議長会開催地負担金のほか、議員団体定期保険料が主なものである。26節公課費4万6,000円は議会車の自動車重量税である。以上が議会費の新年度予算の概要である。

最後の、(3) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 令和5年度議会費3月補正予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。令和5年度議会費3月補正予算についてを終了する。

次に、(2) 令和6年度議会費当初予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

令和6年度議会費当初予算についてを終了する。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

- 1番（佐藤 周君）議会中の駐車場についてであるが、過去、確定申告により駐車場が混雑されることが見込まれる場合は、地下駐車場の利用が可能であるとの案内があった。コロナ以降は、そのような案内がなくなったところであるが、今年度についてはどのような対応となるか。
- 事務局長（富岡 勝君）資産経営課から特段の案内はないが、確定申告については、以前までは8階の大会議室が会場となっていたものの、現在は、市役所で相談等の対応をしていないことから、以前のように多くの方が来庁することが見込まれないため、駐車場については従前とは異なり、通常通りの利用が可能である。

- 委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

- 
- 委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

- 
- 閉会日時 令和6年2月14日（水）午前10時50分（会議時間50分）

---

以上の記録を認める。

令和6年2月14日

委員長 宮 崎 雅 薫